中型車

	園部・丹波
八木西	—
千代川・八木中	582.525

大型車

	園部・丹波
八木西	—
千代川・八木中	776.700

特大車

	園部・丹波
八木西	—
千代川・八木中	1,359.224

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代川インターチェンジから八木東インターチェンジまで	194.175	242.719	291.263	388.350	679.612
園部インターチェンジから丹波インターチェンジまで	194.175	242.719	291.263	388.350	679.612

ウ　一般国道481号（関西国際空港連絡橋）（以下「関西国際空港連絡橋」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
571.429	761.905	952.381	1,238.096	2,095.239

注　１回の通行とは、泉佐野市りんくう往来北から泉佐野市泉州空港北まで及び泉佐野市泉州空港北から泉佐野市りんくう往来北までの通行をいう。

エ　一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））（以下「武雄佐世保道路」という。）における各区間及び各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

武雄南インターチェンジから波佐見有田インターチェンジまでの区間

普通車	大型車	特大車
398.059	600.000	1,390.477

波佐見有田インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジまでの区間

普通車

	佐世保大塔
佐世保三川内	200.000
波佐見有田	400.000

大型車

	佐世保大塔
佐世保三川内	300.971
波佐見有田	601.942

特大車

	佐世保大塔
佐世保三川内	695.239
波佐見有田	1,390.477

注　上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

ノ　一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））（以下「佐世保道路」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
95.239	142.858	190.477	238.096	380.953

③　消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ　対距離制区間の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合は、①イ(ハ)ハ）の規定にかかわらず、消費税率を乗じた額を100円未満切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用する。

ロ　別添４の(A)に掲げるインターチェンジ相互間、区間料金制区間（①ロ(イ)の期間に限る。）及び一般有料道路（ただし、②のうちイ(ロ)、ハ(ロ)及び(ハ)の期間並びにカに定めるただし書きを除く。）のうち、平成26年３月31日以前に供用されている区間について、①イ(ハ)ニ）、①ロ又は②に定める方法により算出した料金の額と、平成26年３月31日時点の料金の額（以下「従前の額」という。）との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用する。

④　料金算定の特例

イ　複数経路の場合

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、２倍を超える経路を走行した場合には、走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額（(2)⑥に定める割引が適用される場合は、当該割引適用後の料金の額）のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添３及び別添５に定めるキロ程により算出するものとする。